

議会改革推進会議第4回会議

1 日 時 令和2年12月17日（木）午前11時00分開会
午前11時39分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 筱岡貞郎

委員 五十嵐務、山本 徹、永森直人、川島 国、
亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、火爪弘子、
吉田 勉、杉本 正

4 協議の結果概要

筱岡委員長 ただいまから第4回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方にはお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。
ます。

本日の会議には、藤井裕久委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせします。また、永森委員から遅れる旨の連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本日の会議には、協議事項2に関連して、稲場情報政策課長にオブザーバーとして出席していただいております。

それでは協議に入ります。

協議事項1、議会改革推進会議設置要綱の一部改正についてであります。

先般、自民党新令和会が結成されましたことに伴い、当会議の設置要綱の改正について事務局から説明をお願いします。

事務局（大村議事課長） では、お手元の資料1を御覧いただきたい
と思います。

議会改革推進会議設置要綱の一部改正の概要でございます。

1つ目に、改正の趣旨といたしましては、議会改革推進会議は、議会基本条例の規定により設置されているものであります。

委員の構成につきましては、各会派の代表者会議規程を準拠いた

しまして、各会派に割り当てております。今般、新令和会が結成されたことから、委員の構成を見直して設置要綱の改正を行うものでございます。

2つ目の改正の内容でございます。新旧対照表になっておりまして、自民党新令和会2名を追加することとしております。御了解いただきましたならば、施行日は本日からとしたいと思っております。

以上であります。

筱岡委員長 それでは、本書のとおり改正することとし、本日の会議から、新令和会の亀山委員、庄司委員に議論に参加していただきますので、よろしく申し上げます。

次に協議事項2、議会におけるITの活用の推進についてであります。

前回の会議において、各会派で検討し、その意見を聴取し議論を進めることとなりましたが、資料2のとおり一覧を作成しました。

それでは、各会派から説明をお願いします。

自民党。

五十嵐委員 1番目のペーパーレス化の視点、目的としては、紙資源の削減、ゼロカーボンの推進、関連資料等の情報共有、通信手段の向上などがありますが、問題点として情報整理の徹底、コストがあるのかなと思っています。

ペーパーレス化する範囲としては、事務局や執行部からファクス送付される連絡事項、報告事項など、また、本会議場の配付資料、議事日程とか出席者氏名等を範囲とすると。また、議会運営委員会、各会派代表者会議、議会改革推進会議等の資料をペーパーレス化すればよいかと思っています。

ペーパーレス化のスケジュールについては、執行部のペーパーレス化に合わせて実施することが望ましいと思っています。

また、検討の進め方としては、専門検討委員会を立ち上げて、導入までのスケジュール、運用規則、コスト、先進地視察などを検討、

実施すればどうかと思っています。

検討を進める際の課題としては、タブレット端末に求める機能、文書クラウドの導入及び時期、通信環境の整備、通信費等の公費負担、そういったことがあるのかなと思っています。

以上です。

筱岡委員長 では、新令和会。

亀山委員 今日から参加させていただきます自民党新令和会です。よろしくお願いたします。

まず1番、ペーパーレス化の視点、SDGsの観点から環境に配慮した取組を議会から率先して進める必要があるということです。あと、コスト削減にも有効であると。

2番のペーパーレス化の範囲、ファクス送信の資料、皆さんはしっかりと確認しておられると思いますけれど、これが机上にも同じものがあると。そういうことが繰り返されているということもありますし、郵送の資料並びに議会配付資料、先ほど言いましたけど、各種会議資料もそうです。ペーパーレス化ということです。

ペーパーレス化のスケジュールは、次期改選期までにクラウド化を推進するという事です。

検討の進め方については、検討委員会を立ち上げて検討すると。

検討を進める際の課題は、文書管理のクラウド導入、通信環境の整備並びに通信費の公費負担の範囲です。

以上のことで、IT環境の推進ということで進めていただきたいと思います。お願いします。

筱岡委員長 社民党。

井加田委員 やはりペーパーレス化とは、そもそも、基本には無駄の排除といいますか、ペーパーで重複するのも少し無駄かなと思いますが、情報はしっかり事前にいただかなきゃいけないので、そういう意味では、必要な情報はきちっと手元に届くようなシステムが併せて必要だと思っています。

そういうことから言えば、今、タブレット端末の議論もありましたけども、今の環境の中でできることもあるのではないかなと思います。メールの活用とか。ただし、情報管理の問題で、それにもルールが必要だと思いますので、そのあたりがしっかりルール化されて、こういう送付方法ですよということであれば、今できることも若干あるなという思いです。

ですから、範囲については、今、問題意識のある、ファクスで送られてくる連絡事項等から始めて、紙と併用しながらこれでいいかということを確認して、よければペーパーレス化に踏み込んでいくというのが今実行できるものかなと思っていますし、タブレット端末を個人持ちにするというのも少し時間がかかるとは思いますけれども、どこまでするかということもしっかり県庁全体、議会でいえば執行部と歩調を合わせて進めていくのがいいのかなと思っています。

ですから、その進め方についても段階を踏んで、できることはやればいいのかという。その段階で、先のタブレット端末の活用というところにしっかり取り組んでいけるのかなと思います。具体的ではないですが、進め方のスケジュール感も含めてそんな思いを持っております。

筱岡委員長 日本共産党。

火爪委員 皆さんとほぼ考え方も指摘も共通していると思います。そこに書いてあるとおり、保管の負担も含めて、利便性向上、職員の負担軽減、印刷代等経費節減ということと、順番に必要なものからということ。執行部と歩調を合わせながら、本格的には次期改選期からでいいのではないかと。

4番は、どこの会派もみんなおっしゃっています。検討委員会を早急に立ち上げて、そこで、1から議論をして、何から進めていくのかという提案があればいいのではないかなと思っています。

一番下に書いてあるのは、市町村の先行しているところの様子を少し聞きました。共通してですが、やっぱり慣れない議員が一定数

存在していて、そういう人たちを置いていかないというか、ちゃんと丁寧なサポートを会派だけに頼らず職員の中でも担当を決めていただくということが必要だねということは市町村の議員からも声が挙がっておりますので書いておきました。

以上です。

筱岡委員長 公明党。

吉田委員 皆さんと大体同じですが、ペーパーレス化の視点、目的というのは紙資源の削減、やっぱり無駄なものを省くという意味で進めるべきだということです。

それから、範囲におきましては、ファクスとか机上配付される連絡事項から始めて、会議資料等は当面、先ほど社民党さんも、いろいろ検証しながら進めるということをおられました。私も当面、紙と併用しながら徐々に切り替えていくという、検証しながら進めるということがよいのではないかなと思っております。

それから、スケジュールですが、執行部と歩調を合わせながら段階的にということだと思います。

検討の進め方は何も書いてありませんが、皆さんと同じように検討委員会を立ち上げるということが大事かなと思っております。

検討を進める際の課題に関しては、通信等の公費負担等も考えながら進めていくということが課題かなと思っております。

以上でございます。

筱岡委員長 至誠。

杉本委員 私も大体皆さんと同じような意見です。議会の中で私が一番遅れているというか、化石人間みたいなものだと思いますが、ただ、重複している部分については、皆さん言われるように、何をやっても同じものは無駄だから、僕はファクスで送ってもらえれば、1回で済むのではないかなと思います、僕は、ですよ。

検討の進め方については、ここに書いてあるように、会派の枠にこだわらず4人か5人で進めれば良いと、僕は思っております。

筱岡委員長 一通り説明いただきましたが、この際御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 ないようでありますので、各会派の意見を踏まえ、議会におけるITの活用の方向性を作成してみましたので、事務局から説明願います。

事務局（大村議事課長） では、資料3を御覧ください。

今ほど各会派の御議論がありましたとおり、議会におけるITの活用の方向性（たたき台）ということで、本格的な議論は先ほど出ているような検討委員会ということですが、たたき台としてお示ししております。

まず基本方針としましては、議会資料等の電子化により紙や印刷経費の節減を図りましょうと。議員の情報の携帯性の確保や調査活動の利便性の向上を図りまして、政策提言や政策立案機能の強化を目指すことに加えまして、議員と執行部、事務局との情報の共有化、情報伝達の迅速化を図り、印刷配付による事務負担の軽減や、議会活動に関する日程調整の効率化を図っていきましようということであります。

検討を行う場ではありますが、皆さんから御提言がありましたとおり、IT活用検討委員会（仮称）を設置しまして、次の事項について検討してはどうかと。枠にとらわれずに10名以内でどうかということでもあります。必要に応じて執行部からも出席を求めていくということでもあります。

まず検討内容ですが、導入の方針ということで、ペーパーレス化する範囲をどうするかと。事務局からの連絡事項や通知文書から始め、議会で配付されています議案書や委員会における配付資料のペーパーレス化を目指すと。

活用方法といたしましては、会議における議案書や配付資料の閲覧、事務局からの通知文書の受信、それからインターネットによる

資料の検索、庁外、県内、県外の視察での利用の検討、将来的にはオンライン会議での利用に向けた検討も考えてはどうかと。

それから、タブレット端末の仕様であります。機種や、見た目や画面の大きさ、それから津本議員の発言ではないですが、サクサク動くように、容量もどれだけ必要かという検討が出てきます。

それから、導入時期、スケジュールですが、別紙たたき台で後ほど説明いたしますが、導入時期、試行期間、先ほどありましたように、紙と電子の併用期間を含めて、いろいろな諸課題を検討し、最終的には本格実施をするということです。

それから、通信環境の整備ということで、本会議場や委員会室等のWi-Fi環境の整備、この議場についてはWi-Fi環境が整備されておられませんので、そういった環境の整備。

それから、経費負担の範囲として、通信費の公費負担。例えば何ギガまで公費で認めるかというようなこと、また、現在、政務活動費でいろいろなものを見ておりますが、それとの調整も出てまいります。

7番目としましては、諸規程の整備、それから先例の見直しということで、ペーパーレス化に伴う会議規則の、例えば議事日程とか議案書を、今机上に配付しておりますけれども、配付に代わる措置としての規定の整備。それから、今議会でも押印の見直し等々が出ておりましたが、デジタル化に伴う例えば欠席届、それから請願の押印や、請願の前の紹介議員の押印といったものの押印を廃止するかどうか。それから、デジタル的な申請を認めるかどうかという規定も整備する必要があります。

さらには、オンライン化の実施に向けた出席、後ほどの議題にもなりますが、出席ということはどう取り扱うかということが出てまいります。

最終的には執行部との協議、調整も出てまいります。

めくっていただきますと、これも後日立ち上げていただく検討委

員会で改めて確認いただきたいと思っておりますが、仮に令和5年4月、次期改選から導入する場合に、まだ2年余り残しているわけですが、この間を有効活用するためにいろんな検討をしなくてはならないと思っております。

考え方としましては、検討委員会を個別に立ち上げまして、タブレットの仕様、費用負担、各規程の整備などペーパーレス、オンライン委員会の実施に向けて計画的に進めていきたいと思いますということですので。

時間もありませんので、真ん中の下のほうから見ていただきたいと思いますが、検討項目として、先ほどと重複いたしますが、タブレットの種類とか整備手法をどうするかと。購入にするのかリースにするのかとか、あとは、先ほどありましたように、置き去りにならないようにするために技術講習をすることとか、それから、今後また5G等々が進んでまいりますので、こういった仕様を、中間点でありますけど、見直しをしていくかということも出てまいります。

それから、ペーパーレス化の範囲とか遵守事項ですけれども、デジタル化が進むことによって必ずいろんなルールを設定しなくてはならないと思っております。例えば個人情報の取扱いであるとか、それから、ペーパーレスにしてもどの程度まで許されるのかとか、2次利用はどこまでできるのかといった遵守事項も必要かと思っております。

通信環境の整備は御覧いただいたとおりです。

それから、文書管理のクラウドということで、こういった規模のクラウドを用意するのかということも出てまいります。

それから、タブレットの利用範囲ですが、我々県庁職員も貸与されているパソコンでは、例えばインターネットでも見てはならないサイトというものがあります。仮にタブレットをお貸しした場合でも、利用の範囲、見てはならないサイトの範囲等を決めていかななくてはならないと思っております。

当然ながら、保管や第三者に又貸ししてはいけないという規定も考える必要があります。

それから、オンライン委員会、今年、総務省からも通知が出ておりますが、こういった形でできるのかということも先進地を調査する必要もありますし、仮にオンライン委員会をやった場合に、通信障害等で画像や音声途切れた場合に、その議員さんの発言をどう取り扱うかといった事故に対応した規定も考えなくてはならない。最終的には模擬委員会を立ち上げて課題等も整理しなきゃいけないと思っております。

それから、条例ですとか先例の見直しということで、現在、我々も、先例の中においては、本会議、委員会等への携帯電話、スマートフォン及びパソコン、タブレット端末の持込みは自粛する例であるというふうに平成25年の議運の申合せ事項がありますので、こういったものを含めていろいろな課題を整理していかなければならないと思っております。

あくまでもたたき台ですので、また御検討いただきたいと思っております。

以上です。

筱岡委員長 ただいまの説明について御質問、御意見等があればお聞かせ願います。

川島委員 先ほど火爪委員からお話がありましたが、県内でもタブレットを本会議に導入しておられる南砺市議会、来年度から導入予定の高岡市議会などがありますが、既に導入・運用している市議会で、こういった不具合があるのか、こういった部分を新しくしたほうがよいということをしっかり先行事例から捉えていくことが大事なかなというのがまず1点であります。

そして、私、個人的には、例えば決算書、予算書などの非常にボリュームのある紙資料が、製本されかなり予算をかけておられる、ああいったものは、やはりタブレット上でテクノロジーを導入して見

直せるような、ペーパーにしないほうが良いと思っておりますが、いわゆるそういった予算書、決算書などのようなものをどれだけ削減できて、どれだけ予算を削減できるのかという見込み、そういったものもぜひ出していただければありがたいと思います。

加えて、例えば給与明細等、定期的に発行される文書のようなものも、本来的には民間企業では、例えばタブレットの画面上で、個々にプリントアウトはできるけども、アイコンから見られるような仕組みでやっていますし、そういったような分かりやすい、普段の議員の活動の事務事業みたいなものもこの画面上、タブレット上から入ることができて、そして自分で選択してプリントアウトできるような仕組みというものも考え、導入していただければ、いろんなペーパーが削減できるのかなと思いますので、ここはちょっとまた先進事例を捉えながら進めていただければありがたいと思います。

筱岡委員長 今、県内でも3市の市議会、南砺、小矢部、射水、西部ばかりで入っているようですが、川島委員の言われたそれらも検討委員会で議題にしていくということになるかと思います。

では会派別に聞いていきましょうか。個人的でいいですか。

どうぞ。

井加田委員 市町村もですが、県レベルでどれだけのところはどういう手法でやっておられるかというのを少し先行事例で参考にさせていただくというのも大事かなと思います。

筱岡委員長 ほか、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 それでは、今おっしゃった御意見も踏まえて、今申し上げた方向性、たたき台に基づき、具体的な内容については検討委員会において検討していくこととします。

それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 次に、協議事項3、議員の長期欠席に係る報酬等の減額についてであります。

昨年度、富山県議会会議規則を改正し、欠席事由に「育児、看護又は介護」を追加しましたが、それに伴い欠席が長期にわたる場合の報酬等の減額について、まず事務局から説明願います。

事務局（山崎次長・総務課長） 資料4、6ページになりますが、御覧ください。

1、概要としまして、今年度の行動計画に基づいて、規定を持つ9つの府県の条例を整理してみました。仕事と介護や育児との両立を推進する観点から検討したいと考えております。

2、他府県の状況等ですが、5項目に整理しております。

まず（1）減額の理由、どんなときに減額するのかということですが、①は、長期欠席したときに原則減額しますというのが6県、このうち新潟県はできる規定になっております。②の熊本県は、正当な理由がなく招集に応じないときに限定しております。また、③福井県など3府県は、逮捕・勾留されたときに支給を一時停止するという規定を持っております。事務局としましては、矢印のところにあるように、①を基本としまして、罰則的な③支給停止については趣旨に合わないと考え、以下、①②の7県を比較対象としたいと考えております。

次ページ、別紙1、2はそれを一覧表にしております。また後ほど御確認いただきたいと思いますと思いますが、確認しましたら、秋田県では1件の適用があったということでございまして、そのほかの県では実例がないということでございました。

なお、先ほども出ましたが、今後オンライン委員会が制度化されますと、より出席が容易になりますので、長期欠席というのは発生しにくいのではないかなと考えております。

（2）番目ですが、では、どんな場合に長期欠席や長期欠席者になるのかということですが、4つに分かれておりまして、①はその月

1 か月の会議を全て欠席した場合、②は一の定例会を全て欠席した場合、③は連続する二つの定例会を欠席した場合、④が1年間欠席した場合と、かなり幅が持たれております。

ここで別紙2、8ページA3横を御覧いただきたいのですが、1か月や1年間というのは非常に分かりやすいのですが、②の一の定例会や連続する2回の定例会の場合、どのような場合に減額されるかというイメージ図になっております。

例1としまして、2月議会を全休された。この場合に長期欠席ということになりまして、引き続いて、4月の委員会等も全て欠席され、5月になってようやく出てこられたということなのですが、その場合、4月分のみ減額ということになります。5月は出てきておられますので、5月分は全額支給されるという形になっております。この例ですと、94日間休んで1か月の減額。これは5月1日に出てこられても同じですので、この場合64日間休んで1か月減額ということになります。

次の例2ですが、この方の場合は、11月定例会の初日のみ出席されて、その後2月定例会まで全て欠席された場合で、5月31日に出席では182日間の休みということになります。

逆に例3、例4は減額されない例となっております。これは、どちらも2月定例会を全休しておりますけれども、4月中の視察に参加したため、それぞれ63日とか151日休んでおりますが、4月は出てきておりますので減額はないという形になっております。

下の図が連続2定例会欠席の場合ですが、同じように見ていただいて、下のほう、例7では155日間、例8では230日間休んでも減額されないということになります。

6ページ、資料4にお戻りいただきまして、こうしたことを踏まえますと、あとは幅広い議員活動がありますので、その中で、どこからスタートするというのは非常に難しいのですが、定例会の出欠ということであれば非常に把握が容易であるというようなこと。そ

れと、一般職ですと、90日間は病気休暇というのが認められておりまして給料は出るのですが、そのあたりのバランスなどを考えますと、②一の定例会を全休した場合などが基本になるのではないかなと思っております。

次に、削減率が(3)番目のところになっております。2分の1削減する場合と全額削減する場合がありますが、生活給的な面があること、それから、一般職であっても2分の1なり3分の2が支給されるということがございますので、2分の1が基本かなと思っております。

(4)番目が期末手当への反映ですが、報酬が減額された月数に応じて減額しているところが多くなっておりますので、それを基本にしてはどうかということがございます。

最後、(5)番目ですが、適用除外を設けている県が多くなっております。長期欠席であっても、公務災害や伝染病による就業制限などの場合は除外しているという県が多くなっております。改正の趣旨から考えますと、産前産後休業などを明記するというようなことも検討してはどうかと考えております。

最後に今後の予定ですが、来年1月中旬までに、改正の可否を含めまして各会派の御意見を頂戴し、2月までに開催されますこの会議で改正条例案を協議いただき、了承されましたら2月定例会で議員提案いただくというような流れを想定しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

筱岡委員長 ただいまの説明について御質問、御意見等があればお聞かせください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 特別ないですか。

それでは、課題等を整理し、引き続き検討することといたします。よろしく願いします。

次に、報告事項1、議会における情報発信についてであります。

事務局から報告願います。

事務局（大村議事課長） では、資料5、9ページを御覧ください。議会における情報発信ということで、今年度の常任委員会のインターネット録画配信の試行の結果を記載しております。

まず第1回目が経営企画委員会を6月8日に開催しましたが、6月9日から9月3日の集計期間ですが、366件の御視聴がありました。2回目の厚生環境委員会、9月3日に行いまして、88日間集計いたしました。398件ということで、400件近い件数を見ていただいております。

これを基に令和3年度の予定ですが、前回の委員会でも御確認いたしました。教育警務、県土整備観光、経済産業の各委員会で試行をしたいと思っております。

それから、県定例会の生中継・録画配信に係る広報の取組ということで、県では定例会前に「県からのお知らせ」において、定例会中の生中継・録画配信についての御案内をしております。11月定例会においては、新たにQRコードを掲載しまして、スマートフォンによる生中継・録画配信のホームページへのアクセス性を高めたところであります。

実際に、次の10ページを見ていただきますと、県の11月定例会生中継・録画配信ということでQRコードをつけまして、これがすぐに録画配信の画面にジャンプできるような形を取らせていただいて、視聴性を高める工夫を試みたということで御案内させていただきます。

好評であれば、また次回以降も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

筱岡委員長 引き続き何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 ないようであります。

次に、広報編集委員会の取組状況について、委員長の山本委員から報告をお願いします。

山本委員 皆さん方の御協力をいただきまして、議会広報紙を6月に試行的に発行いたしました。県民の皆さんの意識調査、効果検証、それぞれ行いました。御協力いただきましたことに感謝申し上げます。

調査結果につきましては、委員の皆さんは既に御覧になられた方もおられると思いますが、「県議会、何しとるのかよく分からん」という意見も40%を超えてあったと。誠に残念だったなと思っています。

一方、「実際に広報紙等を見てみると興味が湧いてきた」という意見もあって、無関心の人が多いからといって諦めてはいけないと、しっかりと取組をすべきではないかということだろうというふうに思いました。

調査結果を基に広報編集委員会で検討して、来年度以降の取組について意見を取りまとめましたので、今日報告させていただきます。

令和3年度の取組として、今年度試行発行で評判のよかった雑誌型をベースに年1回発行するとともに、県議会のホームページにも掲載をすると。

新聞折り込みは行わず主要施設に配架すると。公民館やコミュニティセンター、図書館、市役所などといったところ。県民の皆さんにより手に取ってもらえるような工夫を凝らしていくことも大事ではないかと。

また、主権者教育ということを目的に、県内の高校生に配付をしていけばどうかと。また、議員自ら出向いて出前講座を行うことなども検討してはどうかということ。

4番目に、今回、調査の中で、LINEなどのプッシュ広告を使って積極的にアピールをしました。これが結構効果があったと思っておりますので、令和3年度も引き続き、県議会のホームページ及

び作った広報紙をPRしていくとともに、議会広報についてアンケート調査をしていけばどうかということでもあります。

令和4年度以降の取組については、広報編集委員会で令和3年度の取組を見てまた考えていただければいいのかなというふうに思っております。

今回、皆さんに御協力いただいて作りました広報紙ですが、日本地域情報コンテンツ大賞というのに、地方のもの、行政の広報として応募いたしました。残念ながら入賞はいたしませんでした。

ただ、柔らかい、分かりやすいコピー、色使い、効果的なイラスト使用で堅さがうまく緩和されています。読み手にとってとても親切に作られた媒体ですということで評価をいただいておりますので、御紹介申し上げます。

以上であります。

筱岡委員長 今回の報告について御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 ないようであります。

それでは、先ほどのITの活用の推進、広報に関する令和3年度予算要求については、私と山本委員に御一任いただきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 予算要求の状況については次回の会議で御報告します。

最後に次回の会議についてですが、来年1月下旬から2月上旬に開催することとし、今年度の取組状況の確認などをしたいと思えます。別途日程調整させていただきます。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際ほかに御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 これをもって第4回議会改革推進会議を閉会いたします。御苦労さまでした。